(5)　次に掲げる自動車について、取得価額から五万円を控除することとした。

イ　(九)(1)のガソリン自動車

ロ　次に掲げるガソリン自動車（平成二二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

(イ)　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

①　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

②　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

③　エネルギー消費効率が平成二二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一三八を乗じて得た数値以上であること。

(ロ)　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

①　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

②　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

③　エネルギー消費効率が平成二二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一三二を乗じて得た数値以上であること。

ハ　(九)(2)の石油ガス自動車

(二)　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の四関係）

(三)　路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の四関係）

(三)　一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の四関係）

(四)　次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三一年三月三一日(3)に掲げるトラックにあっては、平成三〇年一〇月三一日）までに行われたときに限り、取得価額から五二五万円を控除する特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の四関係）

(1)　車両総重量が五トンを超え一二トン以下の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）であって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び平成二五年一月二七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2)　車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。）であって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二六年二月一三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3)　車両総重量が八トンを超え二〇トン以下のトラックであって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(六)　次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、(1)に掲げるトラックにあっては平成三〇年一一月一日から平成三一年三月三一日までに行われたときに限り、(2)に掲げるトラックにあっては平成二九年四月一日から平成三〇年一〇月三一日までに行われたときに限り、取得価額から三五〇万円を控除する特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の四関係）

(1)　車両総重量が八トンを超え二〇トン以下のトラックであって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2)　車両総重量が二〇トンを超え二二トン以下のトラックであって、平成二七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三一年三月三一日(4)に掲げるトラックにあっては、平成三〇年一〇月三一日）までに行われたときに限り、取得価額から三五〇万円を控除する特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の四関係）

(1)　車両総重量が五トン以下のバス等であって、平成二六年二月一三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2)　車両総重量が五トンを超え一二トン以下のバス等であって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二五年一月二七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(3)　車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二六年二月一三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(4)　車両総重量が八トンを超え二〇トン以下のトラックであって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(七)　車両総重量が一二トンを超えるバス等であって、平成二七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三一年三月三一日までに行われたときに限り、取得価額から一七五万円を控除する特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の四関係）

(六)　非課税対象車等に係る自動車取得税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段より国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について、第一二九条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、同条第二項の規定その他の自動車取得税に関する規定（第一三二条及び第一三三条の規定を除く。）を適用すること等の措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の五関係）